付添人に関する規定

少年法

(付添人)

- 第10条 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。
- 2 保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人となることができる。

(検察官の関与)

- 第22条の2 家庭裁判所は、第3条第1項第1号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。
 - 1 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
 - 2 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しく は禁錮に当たる罪
- 2項及び3項 (略)

(検察官が関与する場合の国選付添人)

- 第22条の3 家庭裁判所は、前条第1項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。
- 2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。
- 3 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(事件が受理された場合の国選付添人)

第32条の5 前条第3項の決定(注:抗告受理決定)があった場合において,少年に弁護士である付添人がないときは,抗告裁判所は,弁護士である付添人を付さなければならない。

(準用)

第32条の6 第32条の2,第32の3及び前条に定めるもののほか,抗告審の 審理については,その性質に反しない限り,家庭裁判所の審判に関する規定を準 用する。

(再抗告)

- 第35条 抗告裁判所のした第33条の決定に対しては,・・・最高裁判所に対し, 2週間以内に,特に抗告をすることができる。(以下略)
- 2 第32条の2,第32条の3及び第32条の6から前条までの規定は,前項の場合に,これを準用する。(以下略)

少年審判規則

(付添人・法第10条)

- 第14条 弁護士である付添人の数は、3人を超えることができない。
- 2 付添人を選任するには、付添人と連署した書面を差し出すものとする。この書 面には、少年と付添人との関係を記載しなければならない。
- 3 前項の規定により付添人が署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。
- 4 付添人の選任は、審級ごとにしなければならない。
- 5 保護者が付添人となるには、書面でその旨を家庭裁判所に届け出るものとする。 この場合には、第2項後段及び前項の規定を準用する。
- 6 付添人の選任の許可及び付添人となることの許可は、いつでも、取り消すことができる。

(国選付添人の選任・法第22条の3)

- 第30条の3 家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、遅滞なく、当該少年に対し、一定の期間を定めて、 弁護士である付添人を選任するかどうかについて回答を求めなければならない。
- 2 前項の期間内に回答がなく又は弁護士である付添人の選任がないときは、裁判 長は、直ちに当該家庭裁判所の所在地にある弁護士の中から付添人を選任しなければならない。ただし、当該家庭裁判所の所在地に弁護士がないときその他やむ を得ない事情があるときは、当該家庭裁判所の管轄区域又はこれに隣接する他の 家庭裁判所の管轄区域内にある弁護士の中から選任することができる。